



平成 19 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社トーエネック  
 代表者名 取締役社長 野田 泰弘  
 (コード番号 1946 東証・名証第 1 部)  
 問い合わせ先 理事総務部長 水野 武季  
 (TEL 052-219-1904)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 19 年 6 月 27 日開催予定の当社第 89 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- ( 1 ) 当社事業の現状に照らし事業目的の明確化を図るため、現行第 2 条に所要の変更を行うものであります。
- ( 2 ) 平成 18 年 9 月をもって転換社債の償還が完了したため、現行第 45 条を削除するものであります。

##### 2. 変更の内容

( 下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 略	第 1 条 現行どおり
( 目 的 )	( 目 的 )
第 2 条 本会社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 本会社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1. 電気及び電気通信工事	1. )
2. 管工事	2. )
3. 消防施設工事	3. )
4. 土木及び建築工事	4. )
5. とび、土工及びコンクリート工事	5. )
6. ほ装工事	6. )
7. 塗装工事	7. )
8. 防水工事	8. )
9. 水道施設工事	9. )
10. 鋼構造物工事	10. )
	( 現行どおり )

現 行	変 更 案
<p>11．機械器具設置工事  12．内装仕上工事  13．清掃施設工事  14．冷水、温水、蒸気その他の熱及び風力発電、太陽光発電等のエネルギー供給に関する事業  15．電気通信事業  16．前各号の工事及び事業に関連する測量、設計、監理及びコンサルティング業務並びにこれらに附帯する研究、企画、開発等の受託  17．次の物品の購入、販売及び賃貸の事業  ア．前各号に関する工事用の電線、電柱及び架線金具等  イ．発電用・送電用の制御機器、照明器具及び配線材料  ウ．家庭用電化製品、家具、厨房機器、医療機械器具、衛生用機械器具、介護機器、介護用品、健康器具、スポーツ用品、衣料品及び日用雑貨品  エ．建設用機械器具、空気調和設備機器、空気圧縮機  オ．電気通信機器、コンピューター機器、通信端末機器、及びこれらの部品  18．一般貨物自動車運送事業  19．不動産の売買、賃貸、管理  20．他会社に対する投資、融資  21．労働者派遣事業  22．前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>11．  12．  13．  14． } (現行どおり)  15． }  16．前各号の工事及び事業に関連する測量、設計、監理、保守及びコンサルティング業務並びにこれらに附帯する研究、企画、開発等の受託  17．次の物品の仕入、製造、販売及び賃貸の事業  ア． } (現行どおり)  イ． }  ウ．電化製品、家具、厨房機器、医療機械器具、衛生用機械器具、介護機器、介護用品、健康器具、スポーツ用品、衣料品及び日用雑貨品  エ．建設用機械器具、空気調和設備機器及び空気圧縮機  オ．電気通信機器、コンピューター機器及び通信端末機器並びにこれらの部品  18．(現行どおり)  19．不動産の売買、賃貸及び管理  20．他会社に対する投資及び融資  21． } (現行どおり)  22． }</p>
第3条～第41条 略	第3条～第41条 現行どおり
第7章 計 算	第7章 計 算
第42条～第44条 略	第42条～第44条 現行どおり
<p>(<u>転換社債の転換と配当</u>)  第45条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の期末配当又は中間配当は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>(配当の除斥期間)  第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算し5年以内に支払の受領がないときは、本会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(削 除)    (配当の除斥期間)  第45条 (現行どおり)</p>

以 上